

市民の意見への市議会の考え方に係る会派検討内容

(1)議会基本条例(素案)に対する意見

No.	意見の内容	市議会の考え方
12	<p>第四章 議会運営 (議長の責務及び役割)第10条 今までの議会を見ていると、番号制です。議長は、議員を数字で呼ぶのは止めて、名前で呼ぶようにしてください。</p>	<p>◆真政会 ＜説明＞ 議会基本条例策定に関して異なる内容ではありますが、ご意見として承ります。</p> <p>◆みらい福島 ＜説明＞ 再度検討したいと思います。</p> <p>◆市民21 ＜説明＞ 基本条例とは無関係ですが、議事整理権の範疇として承り、議長へ報告いたします。</p> <p>◆公明党◆社民党・護憲連合 ＜説明＞ ご意見として承ります</p> <p>◆日本共産党 基本条例策定に係わる意見ではないため、パブリックコメントの意見から抜き出し、注書きを入れて別枠で「いただいた意見」として意見のみの公表とする</p> <p>◎正副委員長案 【別表により意見のみの公表】</p>
17	<p>第五章 市民及び議会の関係 (会議の公開)第15条 傍聴人に対して、「傍聴の案内」に書かれている内容について議員の皆さんは読んでいるのでしょうか。傍聴人の注意事項であることについて、議員はどうか。勝手にしゃべったり、あるいは議会議中にも関わらず居眠りをしている。議員は十分自問自答してください。それから、議会は市長等への監視機能を持っているが、それと同時に市民も、議会に対する監視機能をきちんと持っています。議員は使命感を持って取り組んでほしい。</p>	<p>◆真政会 ＜説明＞ 議会基本条例策定に関して異なる内容ではありますが、ご意見として承ります。</p> <p>◆みらい福島 ＜説明＞ 貴重なご意見ありがとうございました。</p> <p>◆市民21 ＜説明＞ 基本条例とは無関係ですが、今後とも議会運営の規範に則り取り組んでまいります。</p> <p>◆公明党◆社民党・護憲連合 ＜説明＞ ご意見として承ります</p> <p>◆日本共産党 基本条例策定に係わる意見ではないため、パブリックコメントの意見から抜き出し、注書きを入れて別枠で「いただいた意見」として意見のみの公表とする</p> <p>◎正副委員長案 【別表により意見のみの公表】</p>
18	<p>第五章 市民及び議会の関係 (情報の共有及び公開並びに議決に対する説明責任)第16条第7項 広報紙等の充実などについて、組織の設置に努めなければならないとあるが、これは「設置し」として市民広報を大切な仕事と規定すべきである。努めるというしくともよいような条文は、条例制定の精神に反しています。</p>	<p>◆真政会 「努めなければならない」の意味を義務規定、努力規定としての説明を加える。</p> <p>◎正副委員長案 (原案どおり) 基本条例第16条第7項については広報等の充実組織のありかたや方向性について定めたものです。なお、その組織については基本条例施行後ただちに設置する予定です。</p>
21	<p>第六章 議会及び行政の関係 (議会及び議員並びに市長等の関係)第18条第5項、第18条第6項 市長等の義務が定めてあるが、二元代表制で、このように相手に義務化する文言があってもよいのか。</p>	<p>◆真政会 「努めるものとする」の意味を義務規定、努力規定としての説明を加える。</p> <p>◎正副委員長案 (原案どおり) 市長や執行機関に関する規程については、市当局との協議を経たものであり、市長や執行機関が実施するものについては、努力規定としております。</p>

市民の意見への市議会の考え方に係る会派検討内容

No.	意見の内容	市議会の考え方
22	<p>第七章 自由討議の推進 (政策立案及び政策提言の推進)第24条 市の職員は、3年に1度変わり、昨日今日、担当になった職員が作ったものが議案として出され、議員の皆さんがそれを賛成してしまうのでは、福島市は全然発展していない。 職員の資質を上げるための努力を議会としても是非していただき、施策を作る職員の資質の向上のため、もっと議会は意見を述べていただき政策の底上げをしてほしい。</p>	<p>◆真政会 <説明> 議会基本条例策定に関して異なる内容ではありますが、ご意見として承ります。 ◆みらい福島 <説明> 貴重なご意見ありがとうございました。 ◆市民21 <説明> 本会議、委員会等で議論の上、詳細に審査しております。また、条文のとおり今後とも政策立案及び政策提言を推進してまいります。 ◆公明党◆社民党・護憲連合 <説明> ご意見として承ります ◆日本共産党 基本条例策定に係わる意見ではないため、パブリックコメントの意見から抜き出し、注書きを入れて別枠で「いただいた意見」として意見のみの公表とする</p> <p>◎正副委員長案 【別表により意見のみの公表】</p>
23	<p>第七章 自由討議の推進 (政策立案及び政策提言の推進)第24条 政策立案及び政策提言の推進は、中断しないで継続的に強力な推進が必要です。 今までの行政の執行機関、関連機関、全職員では、行政執行に対する水準向上、意識改革は容易でない状態にあると思慮します。 市政執行の強力な改革意識が今後の最重要課題です。</p>	<p>◆真政会 <説明> 議会基本条例策定に関して異なる内容ではありますが、ご意見として承ります。 ◆みらい福島 <説明> 貴重なご意見ありがとうございました。 ◆市民21 <説明> 今後とも、改革意識をもって政策立案及び政策提言を推進してまいります。 ◆公明党◆社民党・護憲連合 <説明> ご意見として承ります ◆日本共産党 基本条例策定に係わる意見ではないため、パブリックコメントの意見から抜き出し、注書きを入れて別枠で「いただいた意見」として意見のみの公表とする</p> <p>◎正副委員長案 【別表により意見のみの公表】</p>
26	<p>第九章 議員の政治倫理、身分及び待遇 (議員の政治倫理)第30条 議員の政治倫理の中で、欠けているものが何かという議員の使命感です。 何のために議員になったのか肝に銘じて議会活動をやってください。</p>	<p>◆真政会 <説明> 議会基本条例策定に関して異なる内容ではありますが、ご意見として承ります。 ◆みらい福島 <説明> 貴重なご意見ありがとうございました。 ◆市民21 <説明> 基本条例とは無関係ですが、政治倫理については、今後別途条例で定めます。 ◆公明党◆社民党・護憲連合 <説明> ご意見として承ります ◆日本共産党 基本条例策定に係わる意見ではないため、パブリックコメントの意見から抜き出し、注書きを入れて別枠で「いただいた意見」として意見のみの公表とする</p> <p>◎正副委員長案 【別表により意見のみの公表】</p>

市民の意見への市議会の考え方に係る会派検討内容

No.	意見の内容	市議会の考え方
27	<p>第九章 議員の政治倫理、身分及び待遇 (議員の政治倫理)第30条 市民の代表ですから、きちんと市民全体の生活と福祉向上のための基本的な理念を持って臨んでいただきたい。</p>	<p>◆真政会 ＜説明＞ 議会基本条例策定に関して異なる内容ではありますが、ご意見として承ります。</p> <p>◆みらい福島 ＜説明＞ 貴重なご意見ありがとうございました。</p> <p>◆市民21 ＜説明＞ 基本条例とは無関係ですが、政治倫理については、今後別途条例で定めます。</p> <p>◆公明党◆社民党◆護憲連合 ＜説明＞ ご意見として承ります</p> <p>◆日本共産党 基本条例策定に係わる意見ではないため、パブリックコメントの意見から抜き出し、注書きを入れて別枠で「いただいた意見」として意見のみの公表とする</p> <p>◎正副委員長案 【別表により意見のみの公表】</p>
29	<p>第十章 最高規範性及び見直し手続 (最高規範性)第33条 議会に関する法令の解釈及び運用に当たっては、この条例との整合を図らなければならないとは、法令の運用を条例で縛るといふことか。</p>	<p>◆真政会 (逐条解説)「□第2項は、議会に関する法令の解釈及び運用に当たり、拡大解釈あるいは恣意的な解釈をするものではなく、この条例の趣旨を尊重し、適正に行うことを定めたものです。」を「□第2項は、議会に関する法令の解釈及び運用に当たり、拡大解釈あるいは極端な類推解釈をするものではなく、この条例の趣旨を尊重し、適正に行うことを定めたものです。」と変更する。</p> <p>◎正副委員長案 (逐条解説) □第2項は、議会に関する法令の解釈及び運用に当たり、拡大解釈などの恣意的な解釈をするものではなく、この条例の趣旨を尊重し、適正に行うことを定めたものです。</p>
41	<p>第六章 議会及び行政の関係 (議会及び議員並びに市長等の関係)第18条 議会本会議において市当局は真摯な考えで答弁しているのか。どの答弁内容からも決まり文句やその場限りの内容で、誠意ある答弁とは感じられない。</p>	<p>◆みらい福島 ＜説明＞ 貴重なご意見ありがとうございました。議会としてはお答えしようがありません。</p> <p>◆市民21 ＜説明＞ 真摯な考えによる誠意ある答弁と判断しております。</p> <p>◆公明党◆社民党◆護憲連合 ＜説明＞ 市執行機関に対する意見のため、議会としてお答えすることができません。</p> <p>◆日本共産党 基本条例策定に係わる意見ではないため、パブリックコメントの意見から抜き出し、注書きを入れて別枠で「いただいた意見」として意見のみの公表とする</p> <p>◎正副委員長案 【別表により意見のみの公表】</p>

市民の意見への市議会の考え方に係る会派検討内容

No.	意見の内容	市議会の考え方
42	<p>(その他) これからの市行政について (1)新市長になってどのような手腕を持って市政執行をするか見極めていく必要があります。 市執行機関、関連機関、市全職員が今までの消極的、停滞な執行が身についている組織が果たして意識改革して新市長と共有しながら市政執行をおこなうことが出来るのか懸念しています。 (2)復興事業の担当課への質問に対しての市職員の回答が、質問者に的がはずれたり、ないがしろな回答に本当に福島市を考えている職員なのか驚愕しました。このような実態を改善していくにはどうすればいいのか。大変困難な状況です。</p>	<p>◆みらい福島 ＜説明＞ 貴重なご意見ありがとうございました。議会としてはお答えしようがありません。 ◆市民21 ＜説明＞ 基本条例とは無関係ですが、行政の監視機能として今後も注視してまいります。 ◆公明党◆社民党・護憲連合 ＜説明＞ 市執行機関に対する意見のため、議会としてお答えすることができません。 ◆日本共産党 基本条例策定に係わる意見ではないため、パブリックコメントの意見から抜き出し、注書きを入れて別枠で「いただいた意見」として意見のみの公表とする</p> <p>◎正副委員長案 【別表により意見のみの公表】</p>
43	<p>第九章 議員の政治倫理、身分及び待遇 (議員報酬)第32条 議会基本条例素案には、議員の報酬規定について「報酬は日当によること」されたか、否か日当とされていない場合、どのような検討結果を経て否となったか。その時の主な合理的理由と根拠は何か。 また、全国の自治体(本県の矢祭町)で規定している団体はどこか。その当該住民からどのように評価されているのか。</p>	<p>◆真政会◆市民21 ＜説明＞ No.28の回答と同じ 基本条例では、議員報酬の改正に当たっての基本的な考え方及び手法について定めたものです。 議員報酬については、別に「議会議員の議員報酬等に関する条例」により議員報酬月額が定められております。 ◆みらい福島 ＜説明＞ 貴重なご意見ありがとうございました。「議会議員の議員報酬に関する条例」により定めております。日当制については当初より議論されておりません。 ◆日本共産党 基本条例策定に係わる意見ではないため、パブリックコメントの意見から抜き出し、注書きを入れて別枠で「いただいた意見」として意見のみの公表とする</p> <p>◎正副委員長案 【別表により意見のみの公表】</p>